

農地の転用には手続きが必要です!

「自分の農地だから許可や届け出をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよい」と思っていませんか。耕作者の農地取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために「農地法」という法律があります。農地を売ったり、貸したり、他の目的で農地以外のもの（住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など）に用途を変更するときは、「農地法」に基づく許可が必要です。

※3条申請で住所がいなべ市外である方が取得される場合と、4条・5条申請は知事許可です。

農地の売買や貸し借りをするとき

農地法第3条

農地を耕作目的で売買や貸し借りをするときは農業委員会への申請が必要です。農地法の許可がなければ、売買が成立しても所有権を取得することができません。

許可を得ずに貸借している（ヤミ小作）場合は、万が一トラブルが起きても農地法では守れません。なお、資産保有や投機目的による売買や農地を取得する適格者（自らが耕作する面積が申請地を含めて50アール以上〔藤原町の農地を取得する場合は40アール以上〕である方）でない場合は、許可されません。ただし、相続の場合、申請は不要です。

農地は食料を得るための農業にとって、かけがえのない財産です。その農地をいったん転用すると、再度農地としての利用はほとんど不可能です。また乱開発につながる無計画な転用や無断転用は、地域の農業にとって大きな迷惑となります。そのため、転用申請では主に次のことを審査します。

- ①転用する目的は適正か。
- ②転用する面積は適正か。
- ③水利や隣地など付近の農業に与える影響はどうか。
- ④転用する目的は確実に実現できるか。
- ⑤他の法令関係で手続きが必要な場合、それが行われているか。

農地を農地以外として利用する場合（転用）

農地法第4条・第5条

農地を転用するときは、農地法に基づく許可申請（市街化区域については届け出）が必要です。申請（届け出）には2種類の方法があります。

〔農地法第4条申請〕 ⇒ 農地の所有者が農地を転用する場合
申請者は転用事業者本人

〔農地法第5条申請〕 ⇒ 農地の所有者から農地を買う、もしくは借りて転用する場合
申請者は転用事業者と農地所有者の両方

（例えばAさんの田をBさんが購入し、そこにBさんの家を建てる場合です）

一時転用の場合も許可が必要です

一時に農地を資材置場や駐車場、工事仮設事務所、砂利採取場などに利用する場合も、農地転用の許可が必要です。4条・5条申請と同じ扱いになりますのでご注意ください。

また、4条・5条の許可を受けた後に事業の内容を変更する場合は、事業計画変更の手続きが必要です。農地の転用は、事前に農業委員会へご相談ください。

●各申請は毎月20日（休庁日の場合は前日）を締め切り日として受け付け、翌月の農業委員会で審議します。なお、市街化区域内の転用の届け出は、隨時受け付けています。

問 藤原庁舎 農業委員会事務局 T 46-6312 F 46-6319

下水道情報

下水道を使用されている方へ

最近、中継ポンプの異常が多く発生しています。

これは、下水道を使用される方が注意すれば発生しない異常もあります。それはタオル、雑巾、下着など異物の流入です。

これらの異物が流入すると宅内排水管、下水道本管の閉塞や中継ポンプの故障につながり、下水道が使用できなくなる等、その負担は使用されている方にかかります。下水道施設の機能を十分に發揮させるため、右記の点にご注意ください。



①調理後の油類は十分に紙で拭き取って「もえるごみ」で処理してください。

②野菜くずなどのごみは流さないでください。

③水洗便所では、トイレットペーパー以外の紙は流さないでください。

（例：タオル類等・下着・ティッシュペーパー・生理用品等）

④有機リン洗剤は使用しないでください。

⑤公共ます・宅内ますの蓋を車で踏まないでください。

（破損により雨水や砂が入ります）

問 北勢庁舎 下水道課 T 72-3515 F 72-2260